

平成26年度東京都税制調査会

第2回 小委員会

〔固定資産税等に関する資料〕

平成26年7月7日

固定資産税・都市計画税の概要

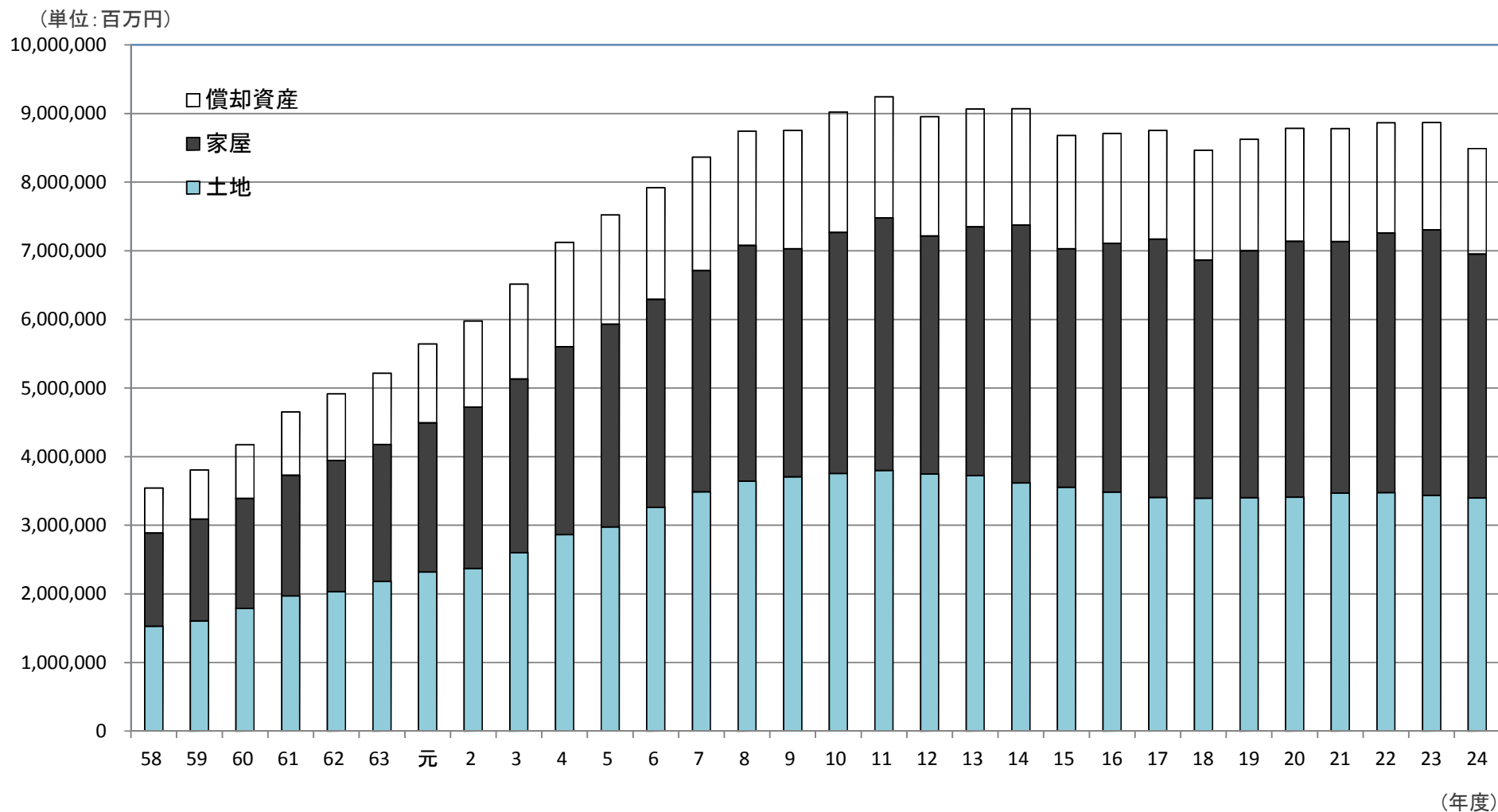
資料1

| | 固定資産税 | | 都市計画税 | |
|----------------|---|------------------|--|----------------|
| 課税団体 | 全市町村 (23 区の区域内は都が課税) | | 都市計画区域を有する市町村 (23 区の区域内は都が課税) | |
| 課税団体数 | 1,720 (H25.4 現在) | | 652 (H25.4 現在) | |
| 課税客体 | 土地・家屋・償却資産 | | 市街化区域内の土地・家屋 | |
| 納税義務者 | 土地、家屋又は償却資産の所有者 | | 土地又は家屋の所有者 | |
| 課税標準 | <p>価格(「適正な時価」)</p> <p>土地及び家屋は3年ごとに評価替え。土地は、地価が下落している場合は毎年、評価額を修正。</p> | | 同左 | |
| 住宅用地の特例 | <p>小規模住宅用地 価格の6分の1 (住宅一戸あたり200㎡まで)</p> <p>一般住宅用地 価格の3分の1</p> | | <p>小規模住宅用地 価格の3分の1 (住宅一戸あたり200㎡まで)</p> <p>一般住宅用地 価格の3分の2</p> | |
| 税率 | 標準税率 1.4% | | 制限税率 0.3% | |
| 税収 (H24 決算) | 全国 8兆5,804億円 | 東京都 1兆1,131億円 | 全国 1兆2,155億円 | 東京都 2,150億円 |
| 使途 | 普通税 | | <p>目的税</p> <p>(都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てる)</p> | |

注1 「主な普通税の概要」、「平成26年度地方税に関する参考計数資料」(総務省ホームページ)、「地方税(2013.9)」(地方財務協会)等より作成。

2 固定資産税の税収には、交付金を含む。

全国の固定資産税の税収の推移



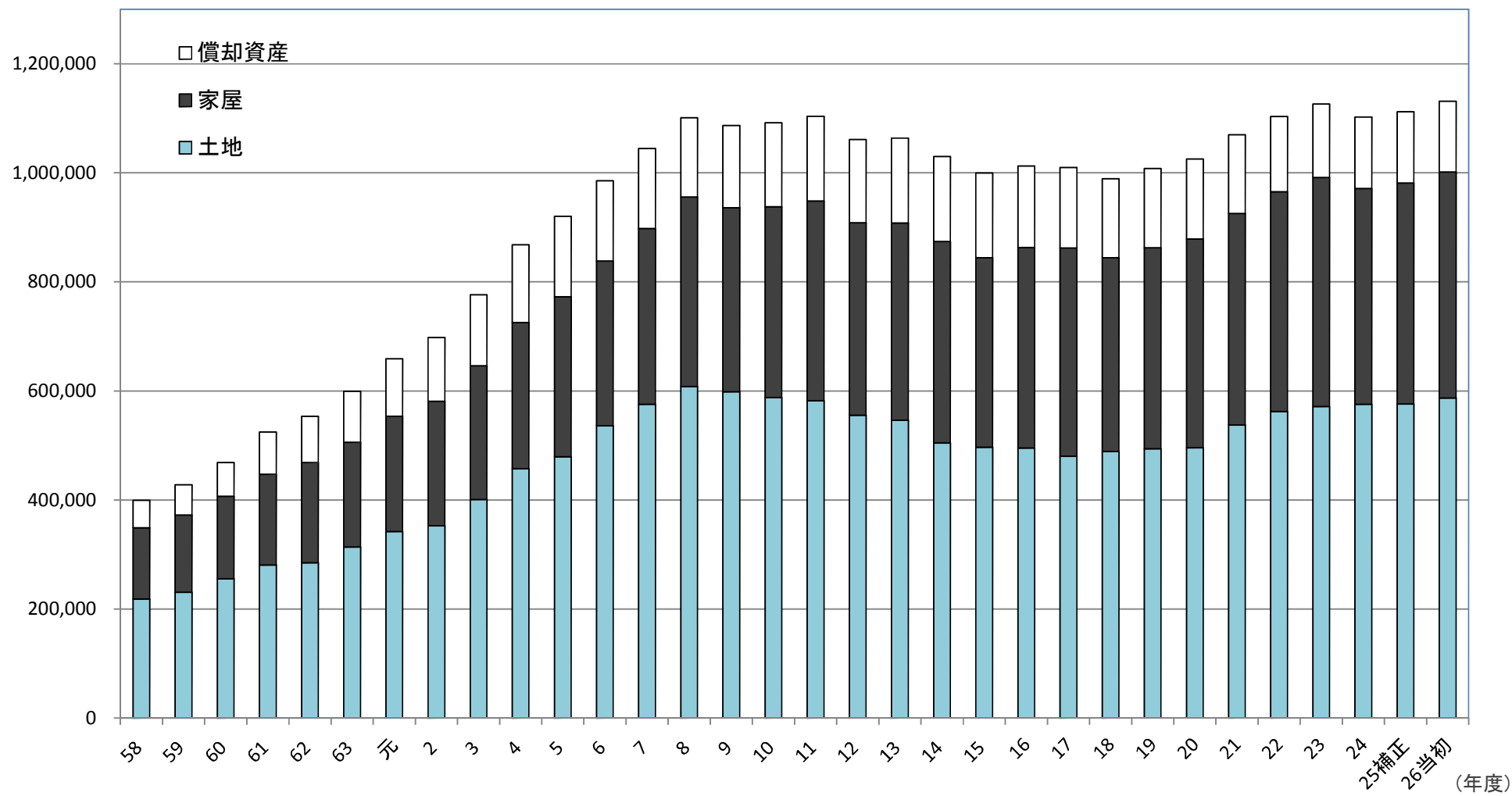
注1 平成26年度地方税に関する参考計数資料(総務省)より作成。

2 都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

3 固定資産税の税収には、交付金を除く。

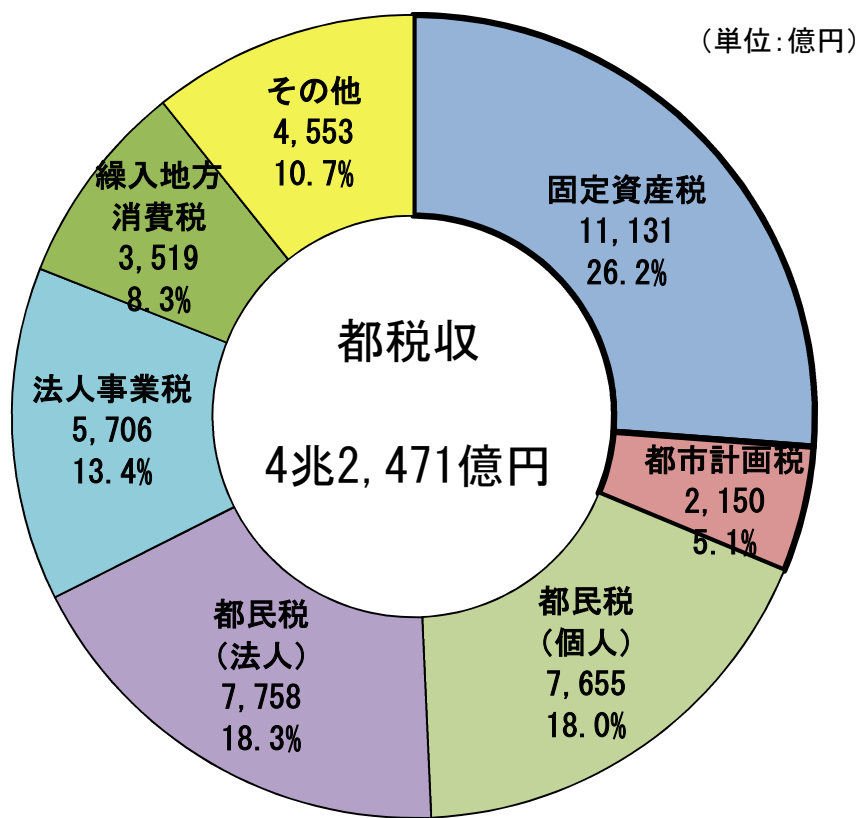
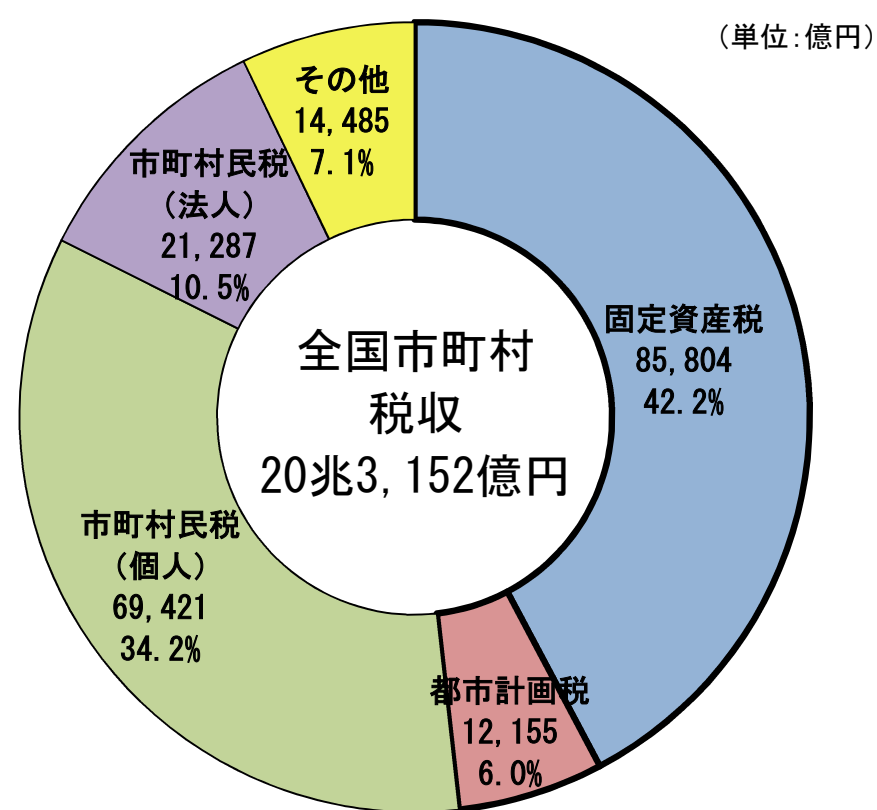
東京都の固定資産税の税収の推移

(単位:百万円)



注1 データは、各年度とも決算額であるが、平成25年度は補正、平成26年度は当初予算ベースである。
 2 固定資産税の税収には、交付金を除く。

全国市町村税収と都税収に占める固定資産税と都市計画税の割合(平成24年度決算額)



注1 「平成24年度市町村税徴収実績調」(総務省)及び「平成24年度東京都税務統計年報」(東京都主税局)より作成。
 注2 全国市町村税収の「その他」は、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、法定外普通税、目的税(都市計画税を除く)、旧法による税である。
 注3 都税収の「その他」は、都民税(利子割)、個人事業税、不動産取得税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、特別土地保有税、狩猟税、事業所税、宿泊税、旧法による税である。

固定資産税の税率採用状況(税率別の団体数)

(平成25年4月1日現在)

| 区分 (税率) 団体区分 | 標準税率未滿 | 標準税率 | 超過課税 | | | | 合計(C) | 標準税率採用 団体の比率 (A/C) | 超過課税採用 団体の比率 (B/C) |
|------------------------|--------|---------|------------------|------------------|-------|-------|-------|--------------------------|--------------------------|
| | 1.4%未滿 | 1.4%(A) | 1.4%超~ 1.6%以下 | 1.6%超~ 1.8%以下 | 1.8%超 | 小計(B) | | | |
| 人口50万人 以上の市 | 0 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 100.0% | 0.0% |
| 人口5万人以上 50万人未滿の市 | 0 | 470 | 38 | 0 | 0 | 38 | 508 | 92.5% | 7.5% |
| 人口5万人 未滿の市 | 0 | 204 | 46 | 3 | 0 | 49 | 253 | 80.6% | 19.4% |
| 町 村 | 0 | 861 | 53 | 16 | 0 | 69 | 930 | 92.6% | 7.4% |
| 合計 | 0 | 1,564 | 137 | 19 | 0 | 156 | 1,720 | 90.9% | 9.1% |

注1 「平成26年度 地方税に関する参考計数資料」(総務省)により作成。
 注2 東京都特別区は、1団体として計上している。
 注3 比率は項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

都市計画税の税率採用状況(税率別の団体数)

(平成25年4月1日現在)

| 区分 (税率) 団体区分 | 制限税率未満 | | | | 制限税率 | 合計(C) | 制限税率未満の 税率採用団体の 比率 (A/C) | 制限税率 採用団体の比率 (B/C) |
|---------------------|--------|------------------|------------------|-------|---------|-------|-----------------------------------|--------------------------|
| | 0.1%未満 | 0.1%以上 0.2%未満 | 0.2%以上 0.3%未満 | 小計(A) | 0.3%(B) | | | |
| 人口50万人 以上の市 | 0 | 0 | 4 | 4 | 24 | 28 | 14.3% | 85.7% |
| 人口5万人以上 50万人未満の市 | 1 | 22 | 169 | 192 | 210 | 402 | 47.8% | 52.2% |
| 人口5万人 未満の市 | 0 | 14 | 40 | 54 | 53 | 107 | 50.5% | 49.5% |
| 町 村 | 1 | 17 | 54 | 72 | 43 | 115 | 62.6% | 37.4% |
| 合 計 | 2 | 53 | 267 | 322 | 330 | 652 | 49.4% | 50.6% |

注1 「地方税(2013.9)」(地方財務協会)により作成。

2 東京都特別区は、「人口50万人以上の市」として区分し、23区をもって1団体として計上している。

3 都市計画税の税条例を有するが、条例の本則又は附則で課税を留保している団体を除く。

4 比率は項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

固定資産税の住宅用地特例

資料7

○ 概要

| 区分 | 土地の利用状況と面積区分 | | 本則課税標準額 |
|---------|--------------|--------------------------|---------|
| 小規模住宅用地 | 住宅の敷地 | 200㎡以下の部分 | 価格×1/6 |
| 一般住宅用地 | | 200㎡を超える部分(家屋の床面積の10倍まで) | 価格×1/3 |

○ 経緯

【昭和48年度 住宅用地特例創設】 特例率 1/2

⇒ 評価額に基づく課税の実施にともなう、税負担の軽減・激変緩和のため。

【昭和49年度 小規模住宅用地特例創設】 特例率 1/4

⇒ 住宅用地特例を導入してもなお、地価の高騰に伴う評価額の上昇・税負担の増加が予想されたため。

【平成6年度 住宅用地特例拡充】 小規模住宅用地 : 特例率 1/4 → 1/6
一般住宅用地 : 特例率 1/2 → 1/3

⇒ 公的土地評価の均衡を図るため、宅地の評価について地価公示価格の7割を目処とする評価替えが行われた際、急激に税負担が上昇しないように配慮する必要があるとの観点から。

○ 住宅の概念

- 住宅用地の対象となる家屋（地方税法第349条の3の2）

専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの

※政令の内容（併用住宅の取扱い）

店舗と住宅等が併用されている家屋（併用住宅）の敷地であっても、家屋の床面積に占める住宅部分の割合が4分の1以上の場合も住宅用地特例の適用対象に含む。

- 「地方税法第349条の3の2の規定における住宅用地の認定について」（平成9年4月1日自治省税務局固定資産税課長通知（抜粋））

一 住宅の認定

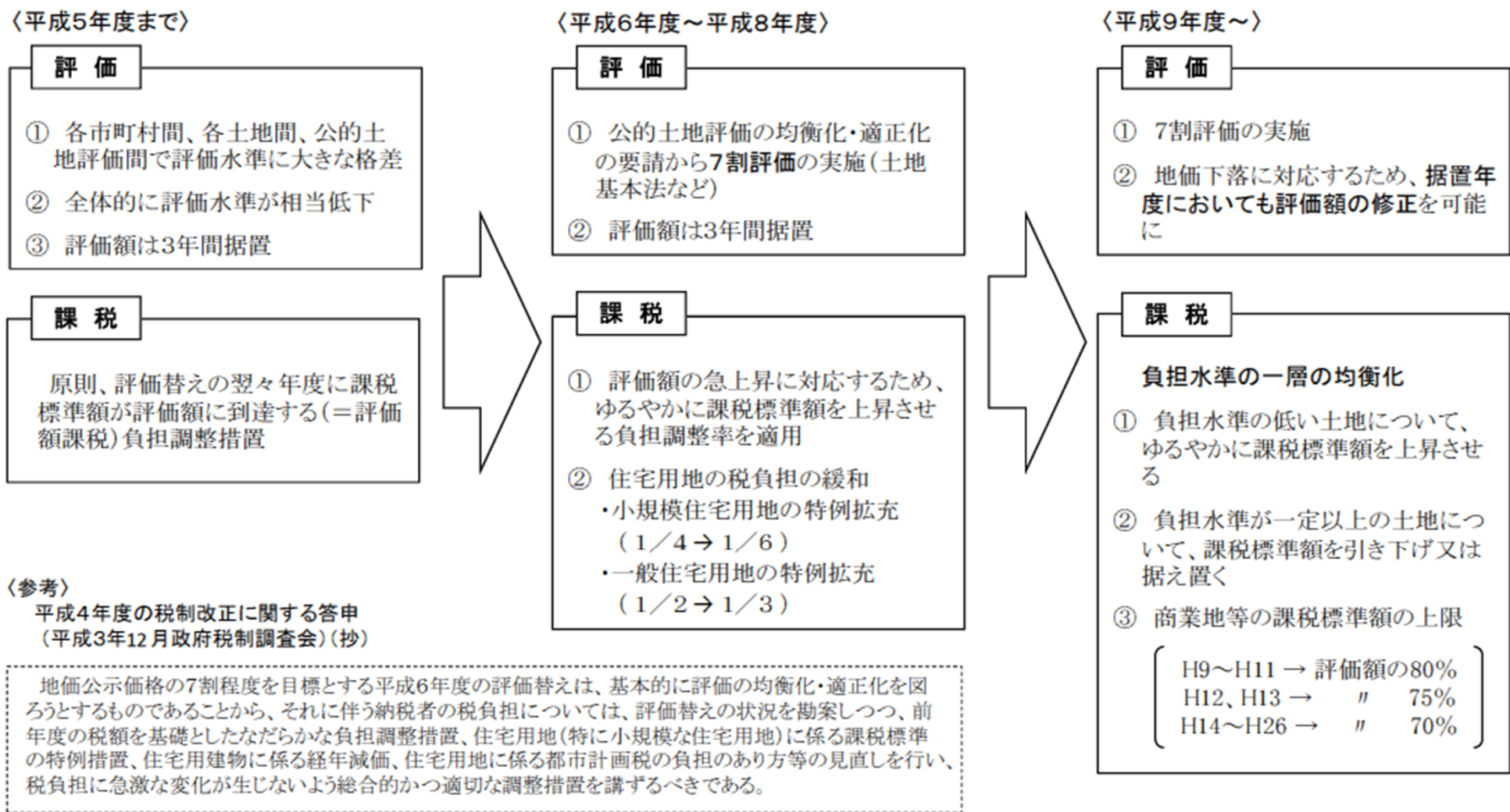
当該家屋が住宅であるかどうかの判定については、次のとおり取り扱うものとする。

（3）人の居住の用に供するとは、特定の者が継続して居住の用に供することをいう。

（4）賦課期日において現に人が居住していない家屋については、当該家屋が構造上住宅と認められ、かつ、当該家屋（併用住宅）にあっては、当該家屋のうち居住部分とする。）が居住以外の用に供されるものでないと認められる場合には、住宅とする。

注 「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究(平成26年3月)」（一般財団法人 資産評価システム研究センター）等により作成。

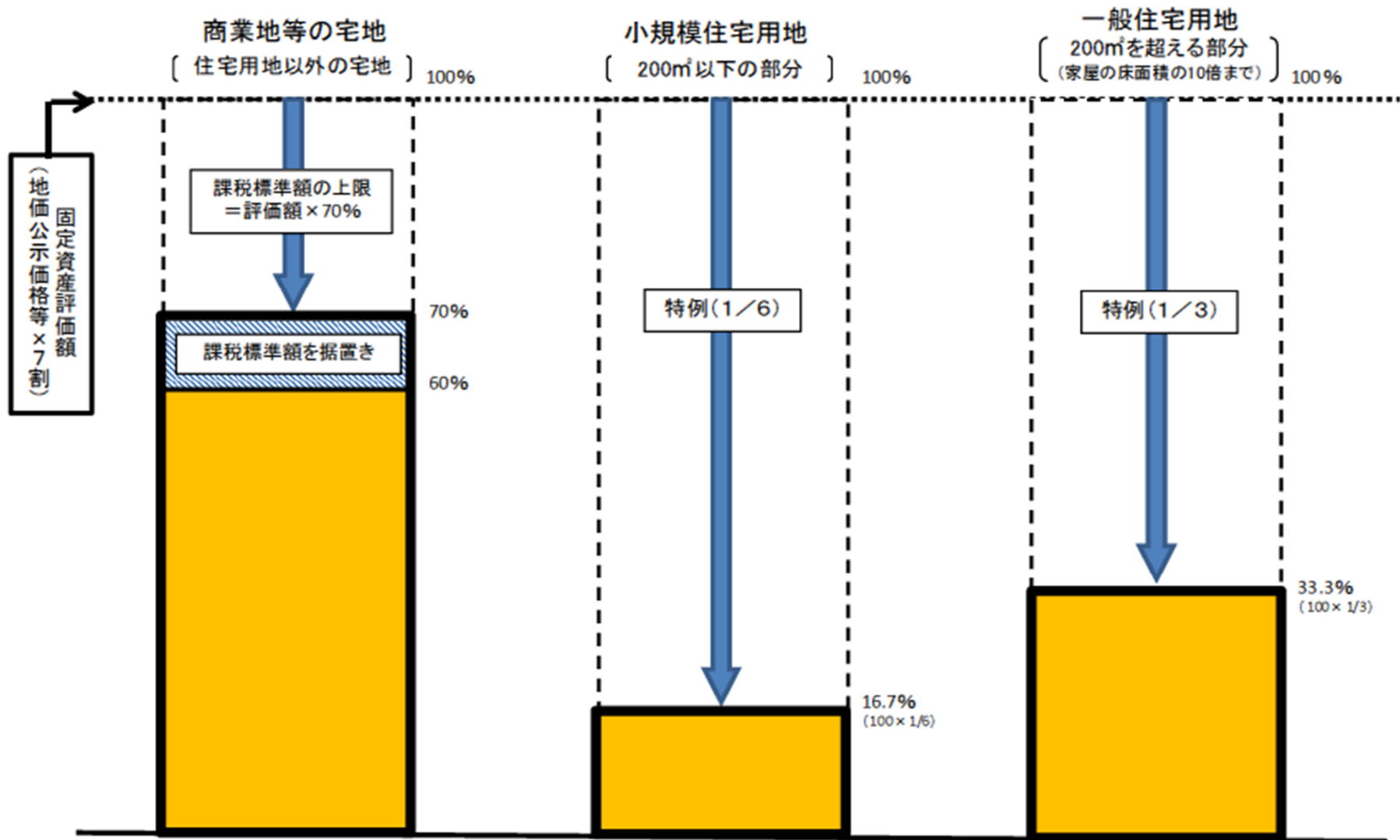
土地に係る負担調整措置の経緯について



注 政府税制調査会 第1回基礎問題小委員会 (平成26年5月12日) 資料より抜粋。

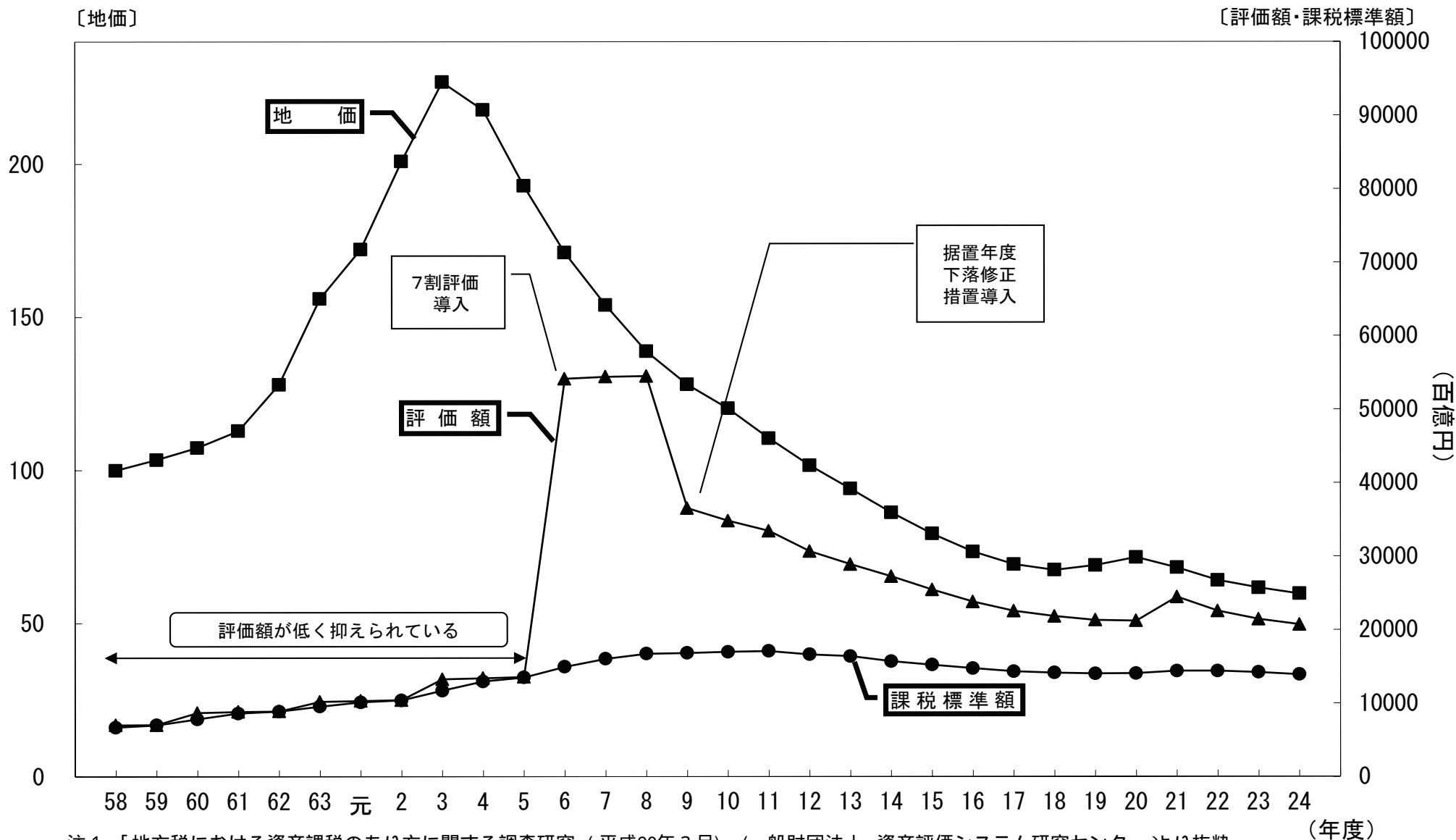
商業地等の宅地と住宅用地の課税のしくみ（平成26年度）

資料 9



注 1 政府税制調査会 第1回基礎問題小委員会（平成26年5月12日）資料より抜粋。
 2 評価額が急上昇した場合であっても、各年度の税負担増は、原則、本来の税額の5%が限度。（＝当該年度課税標準額を、「前年度課税標準額＋評価額（×住宅用地特例率）×5%」により算出。）

商業地等における地価、評価額、課税標準額の推移（全国）



注1 「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究（平成26年3月）」（一般財団法人 資産評価システム研究センター）より抜粋。
 2 地価は、地価公示価格（商業地の全国平均）について、昭和58年を100とし、各年の対前年変動率を連乗したもの。
 3 評価額は、固定資産税評価額（商業地等）である。
 4 課税標準額は、固定資産税課税標準額（商業地等）である。

新築住宅に係る固定資産税の減額特例の概要

対象：平成28年3月31日までの間に新築された住宅について適用

| 住宅の種別 | 特例期間 | 特例割合 | 対象床面積 |
|---------|----------------|-------|---|
| 一般住宅分 | 3年度分 (5年度分) | 1/2減額 | 居住部分に係る床面積で、120㎡が限度 (120㎡を超えるものは120㎡相当分まで) |
| 長期優良住宅分 | 5年度分 (7年度分) | | |

※ 特例期間 …… ()書きは3階建以上で耐火構造の住宅の場合

※ 床面積要件 …… 居住部分の床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下

※ 居住割合要件 …… 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上

※ 都市計画税には適用無し。

| | 制度創設年度 | 影響額(特別区) | 適用件数(特別区) |
|---------|-----------------------------|--|--|
| 一般住宅分 | 昭和39年度 ※通達による制度創設は昭和28年度 | 平成22年度 △25.2億円 平成23年度 △20.4億円 平成24年度 △21.4億円 | 平成22年度 59,558件 平成23年度 51,020件 平成24年度 54,746件 |
| 長期優良住宅分 | 平成20年度 | 平成22年度 △0.1億円 平成23年度 △1.1億円 平成24年度 △1.6億円 | 平成22年度 235件 平成23年度 1,970件 平成24年度 2,866件 |

※ 影響額、適用件数は「固定資産概要調書」(東京都主税局)より。

※ 影響額、適用件数とも、各年度において新たに軽減の対象となったものについて集計。

注 「平成25年度固定資産税関係資料集Ⅰ」(一般財団法人 資産評価システム研究センター)により作成。

固定資産税・都市計画税に対する主な軽減措置の概要

○ 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準引下げ条例減額の概要

| | |
|------|--|
| 目的 | 23区商業地等について ・負担水準の不均衡を是正 ・過重な負担の緩和 |
| 経緯 | 平成17年度 創設 平成18年度以降 1年毎に延長 |
| 税目 | 固定資産税・都市計画税 |
| 根拠 | 地方税法附則第21条・第27条の4 都税条例附則第15条の2・第20条の2 に基づく減額 |
| 軽減対象 | 負担水準が65%を超える商業地等 |
| 軽減割合 | 負担水準65%の水準まで税額を軽減 |
| 影響額 | 平成24年度(決算) : △149億円 平成25年度(補正後予算) : △164億円 平成26年度(当初予算) : △153億円 |

○ 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の条例減額の概要

| | |
|------|---|
| 目的 | 23区における住宅用地等に係る過重な負担の緩和 |
| 経緯 | 平成21年度 創設 平成26年度まで 継続 |
| 税目 | 固定資産税・都市計画税 |
| 根拠 | 地方税法附則第21条の2・第27条の4の2 都税条例附則第15条の3・第20条の3 に基づく減額 |
| 軽減対象 | 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等 |
| 軽減割合 | 前年度税額の1.1倍まで軽減 |
| 影響額 | 平成24年度(決算) : △54億円 平成25年度(補正後予算) : △36億円 平成26年度(当初予算) : △26億円 |

○ 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置の概要(都独自)

| | |
|------|---|
| 目的 | 都民の定住確保、地価高騰に伴う負担緩和 |
| 経緯 | 昭和 63 年度 創設（当初 3 年間の措置） 平成 9 年度まで 3 年毎に延長 平成 10 年度以降 1 年毎に延長 |
| 税目 | 都市計画税 |
| 根拠 | 地方税法第 6 条第 2 項 都税条例附則第 20 条 に基づく不均一課税 |
| 軽減対象 | 小規模住宅用地(面積 200 m ² までの部分) |
| 軽減割合 | 2 分の 1 |
| 影響額 | 平成 24 年度(決算) : △281 億円 平成 25 年度(補正後予算) : △283 億円 平成 26 年度(当初予算) : △291 億円 |

○ 小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置の概要(都独自)

| | |
|------|---|
| 目的 | 過重な税負担の緩和、中小企業の支援 |
| 経緯 | 平成 14 年度 創設 平成 15 年度以降 1 年毎に延長 |
| 税目 | 固定資産税・都市計画税 |
| 根拠 | 地方税法第 367 条 都税条例第 134 条 等に基づく減免 |
| 減免対象 | 一画地の面積が 400 m ² 以下の非住宅用地のうち 200 m ² までの部分 *ただし、個人又は中小企業者が所有するものに限る |
| 減免割合 | 2 割 |
| 影響額 | 平成 24 年度(決算) : △234 億円 平成 25 年度(補正後予算) : △232 億円 平成 26 年度(当初予算) : △233 億円 |

○ 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免措置の概要(都独自)

| | |
|------|--|
| 目的 | 旧耐震基準に基づき建築された家屋の「建替え」及び「耐震改修」を税制面から支援。 |
| 経緯 | 平成20年度 創設 |
| 税目 | 固定資産税・都市計画税 |
| 根拠 | 地方税法第367条・都税条例第134条 等に基づく減免 |
| 減免対象 | 23区内において、昭和57年1月1日以前から所在する家屋を「建て替えた場合」又は「耐震改修した場合」 |

| | 建替え (都独自の措置) | 耐震改修 (国の耐震減額制度に上乗せ) |
|------|--|--|
| 減免要件 | (1) 建替え前後の家屋の ① 所有者が同一で、 ② とともに23区内に所在し、 ③ 取壊しと新築が1年以内 (取り壊した家屋1戸につき、新築した家屋1戸を減免) (2) 平成21年1月2日から平成27年12月31日までの間に建替えが完了 | (1) 現行の耐震基準に適合する耐震改修であり、それに要した費用の額が1戸あたり50万円以上(平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上) (2) 平成20年1月2日から平成27年12月31日までの間に耐震改修が完了 |
| 減免割合 | 床面積にかかわらず、住宅部分につき、10割減免(国の新築住宅減額の適用後) | 1戸あたり120㎡の床面積相当分まで、10割減免(国の耐震減額制度(1/2減額)適用後) |
| 減免期間 | 建替え後の家屋に対して、新たに固定資産税等が課されることとなった年度から3年度分 (平成22年度課税分から適用) | 平成20年1月2日から平成21年12月31日までの間に耐震改修が完了 ⇒ 3年度分 (平成21年度課税分から適用) 平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に耐震改修が完了 ⇒ 2年度分 平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に耐震改修が完了 ⇒ 1年度分※ |
| 影響額 | 平成24年度(決算) : △15.7億円 平成25年度(補正後予算) : △16.8億円 平成26年度(当初予算) : △16.7億円 | 平成24年度(決算) : △0.9億円 平成25年度(補正後予算) : △0.7億円 平成26年度(当初予算) : △0.8億円 |

※ 通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合には、2年度分

地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)における条例委任の考え方

特例措置の主要構成要素

(①税負担軽減の条件：特例対象)

特定の対象物等の取得・保有
特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の期間：特例期間)

○年間、特例措置を継続
※期間の定めがないものもある。

(③税負担軽減の程度：特例割合)

課税標準や税額から
一定額を減額 等

条
例
委
任
の
対
象

＜基本的考え方＞

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例割合等を条例委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設ける。
- (3) (2)の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、地域決定型地方税制特例措置を導入。

※ 「法律で示す一定の特例割合等」は、「参酌すべき基準」と位置付けることを基本とする。

標準税負担軽減措置の粗いイメージ

未定稿

| | 現行特例率 | 標準化（例） |
|----|-------------|-------------------------|
| 土地 | 小規模住宅用地 1/6 | 1/12~1/4 } の範囲内で条例で定める率 |
| | 一般住宅用地 1/3 | |
| 家屋 | 新築住宅 1/2 | 1/4~3/4 の範囲内で条例で定める率 |



※住宅用地特例は課税標準特例、新築住宅特例は税額特例

A市の例

| | 特例率の変更による税負担の変化 | 目的 |
|-------------|-----------------|----------------------|
| 土地(小規模住宅用地) | 負担増 | 居住環境の整備（消防・救急体制の向上等） |
| 家屋(新築住宅) | 負担増 | |

B市の例

| | 特例率の変更による税負担の変化 | 目的 |
|-------------|-----------------|----------------------------|
| 土地(小規模住宅用地) | 負担減 | 保有コスト引下げによる新規住民の呼び込み（過疎対策） |
| 家屋(新築住宅) | 負担減 | |

C市の例

| | 特例率の変更による税負担の変化 | 目的 |
|-------------|-----------------|-----------------------|
| 土地(小規模住宅用地) | 負担増 | 保有コスト引上げによる土地の有効活用の促進 |
| 家屋(新築住宅) | 負担減 | 耐震性を備えた住宅建設の促進 |

⇒ 高層化によるコンパクトシティの実現

注 「第2回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会（総務省）」（平成23年7月25日）資料より抜粋。

住宅用地の固定資産評価額の地域差について

- ・ 住宅用地の1㎡あたり評価額は地域によって大きく異なる。
- ・ 住宅用地の1㎡あたり評価額の地域差は、給与収入の地域差よりも相当程度大きい。
- ・ 地域によっては、住宅用地に係る担税力対比の税負担が過大又は過小となっている可能性。

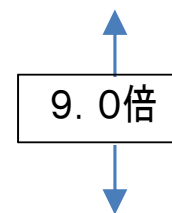
→ 住宅政策上、住宅用地特例率の適切な水準は地域によって異なるのではないか。

【小規模住宅用地のH22年度・1㎡あたり固定資産評価額】

全国平均:5.2万円 最大:21.8万円(東京都) 最小: 1.6万円(秋田県)
〈指数化〉 [100] [419] [31] 最大／最小=13.5

【個人住民税所得割納税義務者(H22年度課税分)の給与収入】

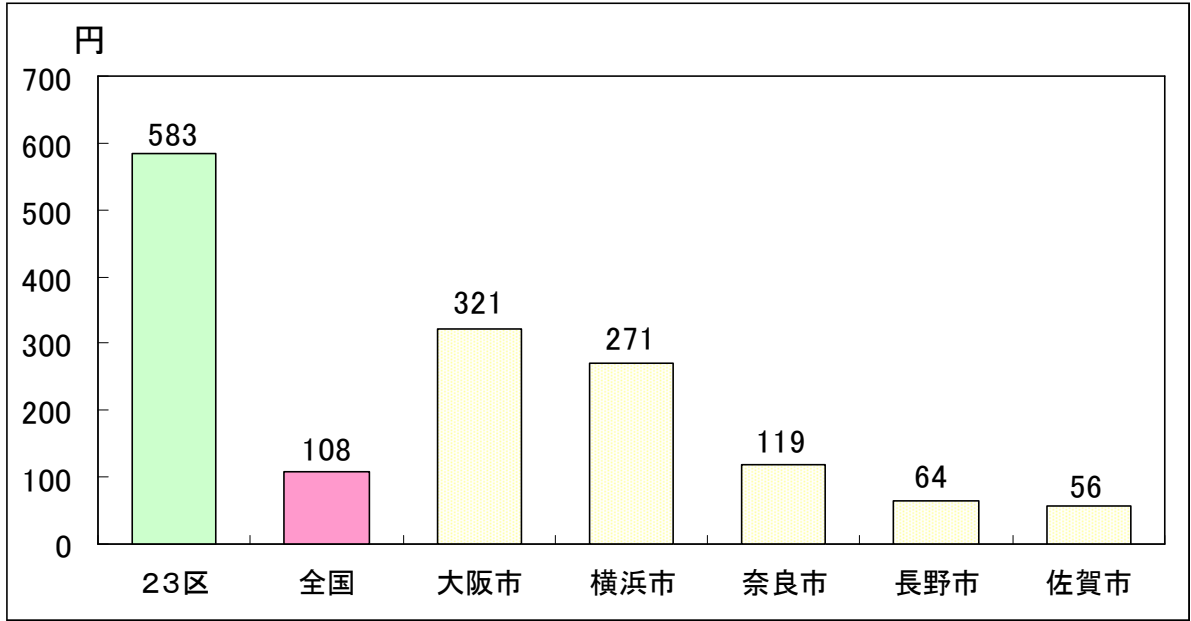
全国平均:438.6万円 最大:523.6万円(東京都) 最小:360.9万円(山形県)
〈指数化〉 [100] [119] [82] 最大／最小= 1.5



※概要調書、市町村税課税状況の調(総務省)

小規模住宅用地に係る固定資産税の状況

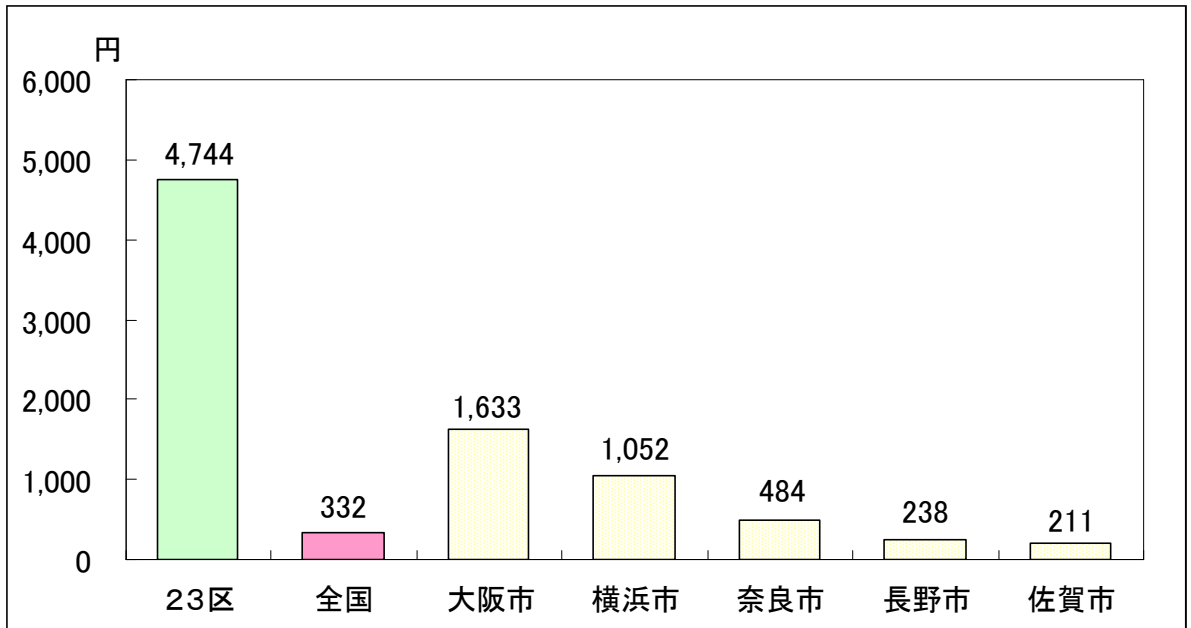
<小規模住宅用地に係る固定資産税額の比較(平成24年度)>



※ 小規模住宅用地に係る1㎡当たりの固定資産税額を示したもの。

商業地等に係る固定資産税の状況

<商業地等にかかる固定資産税の比較(平成24年度)>



※ 商業地等に係る1㎡当たりの固定資産税額を示したもの。
 ※ 23区は、軽減措置適用後の税額を示している。

注 「固定資産の価格等の概要調書」(総務省)、「固定資産概要調書」(各自治体)等により作成。

持ち家に居住する家計を主に支える者が65歳以上の世帯数とその世帯の年間収入額

| 全国 | 平成10年 65歳以上 | | 平成15年 65歳以上 | | 平成20年 65歳以上 | | (参考) 平成20年 全体数 | |
|-----------------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|------------|-------------------|------------|
| | 持ち家に居住する主世帯総数 | 6,997,000 | 100.0% | 9,105,000 | 100.0% | 10,790,000 | 100.0% | 30,216,000 |
| 300万円未満 | 3,187,000 | 45.5% | 4,324,000 | 47.5% | 5,248,000 | 48.6% | 8,123,000 | 26.9% |
| 300～500 | 1,937,000 | 27.7% | 2,637,000 | 29.0% | 3,178,000 | 29.5% | 7,696,000 | 25.5% |
| 500～700 | 773,000 | 11.0% | 976,000 | 10.7% | 1,159,000 | 10.7% | 5,554,000 | 18.4% |
| 700～1000 | 582,000 | 8.3% | 673,000 | 7.4% | 772,000 | 7.2% | 5,201,000 | 17.2% |
| 1000～1500 | 305,000 | 4.4% | 310,000 | 3.4% | 268,000 | 2.5% | 2,219,000 | 7.3% |
| 1500万円以上 | 206,000 | 2.9% | 186,000 | 2.0% | 165,000 | 1.5% | 785,000 | 2.6% |
| 不詳 | 7,000 | 0.1% | 0 | 0.0% | 1,000 | 0.0% | 637,000 | 2.1% |
| 65歳以上の主世帯が占める割合 | 26.6% | | 31.6% | | 35.7% | | | |

| 東京都 | 平成10年 65歳以上 | | 平成15年 65歳以上 | | 平成20年 65歳以上 | | (参考) 平成20年 全体数 | |
|-----------------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|-------------------|-----------|
| | 持ち家に居住する主世帯総数 | 647,000 | 100.0% | 846,000 | 100.0% | 926,000 | 100.0% | 2,654,000 |
| 300万円未満 | 207,000 | 32.0% | 292,000 | 34.5% | 335,000 | 36.2% | 479,000 | 18.0% |
| 300～500 | 179,000 | 27.7% | 252,000 | 29.8% | 300,000 | 32.4% | 577,000 | 21.7% |
| 500～700 | 84,000 | 13.0% | 114,000 | 13.5% | 137,000 | 14.8% | 488,000 | 18.4% |
| 700～1000 | 79,000 | 12.2% | 98,000 | 11.6% | 88,000 | 9.5% | 522,000 | 19.7% |
| 1000～1500 | 54,000 | 8.3% | 51,000 | 6.0% | 38,000 | 4.1% | 302,000 | 11.4% |
| 1500万円以上 | 44,000 | 6.8% | 40,000 | 4.7% | 28,000 | 3.0% | 139,000 | 5.2% |
| 不詳 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1,000 | 0.1% | 146,000 | 5.5% |
| 65歳以上の主世帯が占める割合 | 31.6% | | 34.9% | | 34.9% | | | |

注1 住宅・土地統計調査(総務省) 平成10年、平成15年、平成20年の調査資料より作成。

2 1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主など)を「主世帯」とした。

3 世帯の家計を主に支える者とは、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう。

4 世帯の年間収入とは、世帯全員の1年間の収入(税込み)の合計をいう。収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

5 65歳以上の主世帯が占める割合とは、「65歳以上の持ち家に居住する主世帯総数」を「持ち家に居住する主世帯総数(全体数)」で除したものである。

6 合計数値は一致しない場合がある。

相続税と贈与税の概要

| | 相続税 | 贈与税 |
|----------------|---|---|
| 税のあらまし | 死亡した人(被相続人)の財産を相続又は遺贈(贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得した配偶者や子など(相続人等)に対して、その取得した財産の価額を基に課される租税。 | 個人からの贈与により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を基に課される租税。 |
| 税の持つ機能 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の補完機能 ○ 富の集中抑制機能 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税の補完機能 |
| 相続税と贈与税の関係イメージ | <p>生前贈与がない場合</p> | <p>生前贈与がある場合</p> |
| 課税方式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺産課税方式(被相続人の遺産総額に応じて課税) ○ 遺産取得課税方式(個々の相続人等が取得した遺産額に応じて課税) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 受贈者課税方式 |
| 税率等 | <p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎控除額 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数) ○ 税率 最低 1,000万円以下(10%) 最高 3億円超(50%) | <p>【暦年課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎控除額 受贈者1人につき1年間 110万円 ○ 税率 最低 200万円以下(10%) 最高 1,000万円超(50%) <p>【相続時精算課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別控除額 2,500万円 ○ 税率(特別控除額を超えた部分に対し) 一律20% |
| | <p>平成27年1月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎控除額 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) ○ 税率 最低 1,000万円以下(10%) 最高 6億円超(55%) | <p>【暦年課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎控除額 受贈者1人につき1年間 110万円 ○ 税率 最低 200万円以下(10%) 最高 一般税率 3,000万円超(55%) 特例税率 4,500万円超(55%) <p>【相続時精算課税】(税率構造は現行と変わらない)</p> |

注 税務大学校構本 相続税法(平成25年度版)及び相続税及び贈与税の税制改正のあらまし(いずれも国税庁ホームページ)より作成。